

春日市スポーツボランティア

事業運営ガイドブック



春日市文化スポーツ課スポーツ担当

目次

春日市スポーツボランティアへの登録について.....	1
I スポーツボランティアって何？.....	2
II 多岐にわたるスポーツボランティア活動.....	3
III 登録要項.....	4
1.登録要件.....	4
2.登録期間.....	4
3.活動内容.....	4
4.その他.....	4
IV 申請方法.....	5
V 登録内容の変更.....	5
VI 登録の取消.....	5
VII スポーツボランティアの派遣を希望される方へ.....	6
VIII スポーツボランティアの登録から活動まで.....	7
IX 春日市スポーツボランティア事業運営要綱.....	8

春日市スポーツボランティアへの登録について

令和4年3月1日

スポーツイベントの運営には多くの時間と人手がかかります。そのため、スポーツボランティアは主催者とともにスポーツイベントを創り上げる、欠かせない存在になっています。ボランティアの人たちも「イベントを盛り上げたい」「参加者に喜んでもらいたい」という素直な気持ちで活動しています。

春日市では、スポーツボランティアの皆さんに、市からボランティアの募集情報などを案内し、本市が主催・共催するスポーツイベント・大会などの運営を支援する活動（受付業務、会場案内・誘導、清掃の補助など）に従事していただいています。

春日市スポーツボランティアへの登録を希望される方は、「春日市スポーツボランティア登録申請書」に必要事項を記入のうえ、春日市文化スポーツ課スポーツ担当宛てにご提出ください。

一度申請いただきましたら、登録取消申請書を提出されるまで、春日市スポーツボランティアとして各イベント・大会のボランティアの募集情報を案内いたします。

ただし、連絡などが届かない場合は、登録を取り消すことがあります。

(注) 18歳未満の方は、必ず保護者の同意のうえ登録申請をしてください。



《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷 6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

Email sports@city.kasuga.fukuoka.jp

I スポーツボランティアって何？

「スポーツイベントの運営」や様々な「地域のスポーツ活動の現場」で活躍しているボランティアのことです。イベントの運営には多くの人手が必要となるためボランティアの活動内容は多岐にわたります。

例えば…

テレビ中継されるようなマラソン大会などのイベントボランティア

- 国際的・全国的なスポーツイベントの運営を支えているボランティア
- 地域の市民マラソン大会や町民運動会をお手伝いしているボランティア
- Jリーグやプロ野球、バスケットボールなどのトップチームの試合運営などで活動するボランティアなど

少年野球、サッカーなどの地域のスポーツ活動の現場

- 地域の子供たちのスポーツ指導を行っているボランティア
- 地域のスポーツ組織・団体の運営（役員や経理、送迎担当など）のボランティア
- 地域のスポーツ施設で行われるスポーツ教室をサポートするボランティアなど

地域のスポーツ行事などで、無償または実費程度で、会場の準備や撤収を行ったり、受付や案内、飲料の準備をしたりすること。自身やお子さんが所属するスポーツ団体やクラブなどで、練習や大会時に他の方も含めて送迎を行ったり、指導や審判の補助をしたり、役員や会計係として会の運営に関わることも、重要な「スポーツボランティア活動」です。

Ⅱ 多岐にわたるスポーツボランティア活動

スポーツボランティア活動は、イベントの運営支援ばかりでなく、スポーツに関わる活動を支えています。地域の少年野球やサッカー教室など、スポーツクラブ・団体の活動も、スポーツボランティアによって支えられています。

スポーツボランティアは、その役割と範囲から大きく3つに分けられます。定期的な「クラブ・団体ボランティア」、不定期な「イベントボランティア」、トップアスリートやプロスポーツ選手による「アスリートボランティア」です。

○クラブ・団体ボランティア（クラブ・スポーツ団体）／日常的・定期的活動

地域スポーツクラブやスポーツ団体におけるボランティアで、日常的に行われる活動といえます。監督やコーチ、アシスタントスタッフを務める「ボランティア指導者」と、クラブや団体の役員や幹事、送迎する運転手、道具を準備する保護者などの「運営ボランティア」があります。

ボランティア指導者	運営ボランティア
監督・コーチ、指導アシスタントなど	クラブ役員・幹事、世話係、運搬・運転、広報、データ処理、競技団体役員など

○イベントボランティア（地域、国際・全国スポーツ大会）／非日常的・不定期的活動

地域における市民マラソンや運動会、更には、国体や国際大会を支えるボランティアで、不定期に行われる活動です。専門的な知識や技術が必要な「専門ボランティア」と、特別な技術や知識を必要とせず誰もが参加できる「一般ボランティア」に分けられます。

専門ボランティア	一般ボランティア
審判、通訳、医療救護、大会役員、データ処理など	給水・給食、案内・受付、記録・掲示、交通整理、運搬、ホストファミリーなど

○アスリートボランティア

現役・OBのプロスポーツ選手やトップアスリートによるボランティア活動です。オフシーズンに福祉施設を訪ねたり、ジュニアのスポーツ指導や地域のイベントに参加したりするなどの社会貢献活動が挙げられます。

トップアスリート・プロスポーツ選手
ジュニアの指導、施設訪問、地域イベントへの参加など

（笹川スポーツ財団 スポーツ白書2014より作成）

Ⅲ 登録要項

1.登録要件

- 積極的に活動に参加する意思があること
- 運営を支援する立場として、前向きに活動に参加できること
- チームワークを尊重し、協調性をもって活動に参加できること
- 登録に必要な事項について正確に申告すること
- 15歳以上（中学生を除く）で、次のいずれかに該当すること（①市内に居住、通勤又は通学している、②市内に本拠地を置くスポーツ団体及びレクリエーション団体などの構成員である）
- 未成年の方は、保護者の同意のうえ、登録申請及び活動を行うこと
- 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに報告を行うこと

2.登録期間

登録日から登録取消申請書を提出し、春日市が受理するまでの期間

3.活動内容

スポーツイベント・競技大会などにおける運営業務、説明会・研修への参加、その他ボランティア業務に必要な活動

4.その他

スポーツボランティア登録証を発送し、随時イベントのボランティア募集情報などを案内します。

活動の募集要件（年齢など）、待遇（物品支給、交通費など）については、イベント・大会ごとに異なります。

市主催・共催のイベントについては、春日市市民活動災害補償制度（ふれあい保険）が適用されます。詳細については、春日市ウェブサイト「春日市市民活動災害補償制度（ふれあい保険）」をご覧ください。

Ⅳ 申請方法

スポーツボランティアの登録については、様式第1号「春日市スポーツボランティア登録申請書」に必要事項を記入のうえ、春日市文化スポーツ課スポーツ担当まで郵送・FAXまたはメールによりご送付ください。

（注）未成年の方は、必ず保護者の同意のうえ登録申請をしてください。

（注）申請にかかる送料については、自己負担願います。

Ⅴ 登録内容の変更

スポーツボランティアの登録内容の変更については、様式第2号「春日市スポーツボランティア登録取消・内容変更申請書」に必要事項を記入のうえ、春日市文化スポーツ課スポーツ担当まで郵送・FAXまたはメールによりご送付ください。何らかの理由で申請書の提出ができない場合は、下記の問い合わせ先にお電話をお願いします。

Ⅵ 登録の取消

スポーツボランティアの登録の取消については、様式第2号「春日市スポーツボランティア登録取消・内容変更申請書」に必要事項を記入いただき、郵送・FAXまたはメールにより春日市文化スポーツ課スポーツ担当までご送付ください。また、登録証は、ご自身で処分してください。何らかの理由で申請書の提出ができない場合は、春日市文化スポーツ課スポーツ担当にお電話をお願いします。

（注）登録者に連絡ができない場合は、市が職権で登録を取り消すことがあります。

Ⅶ スポーツボランティアの派遣を希望される方へ

スポーツボランティアの派遣を希望する場合は、様式第3号「春日市スポーツボランティア派遣申請書」に必要事項を記入いただき、郵送・FAXまたはメールにより春日市文化スポーツ課スポーツ担当までご送付ください。

営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの、または特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行うことができません。

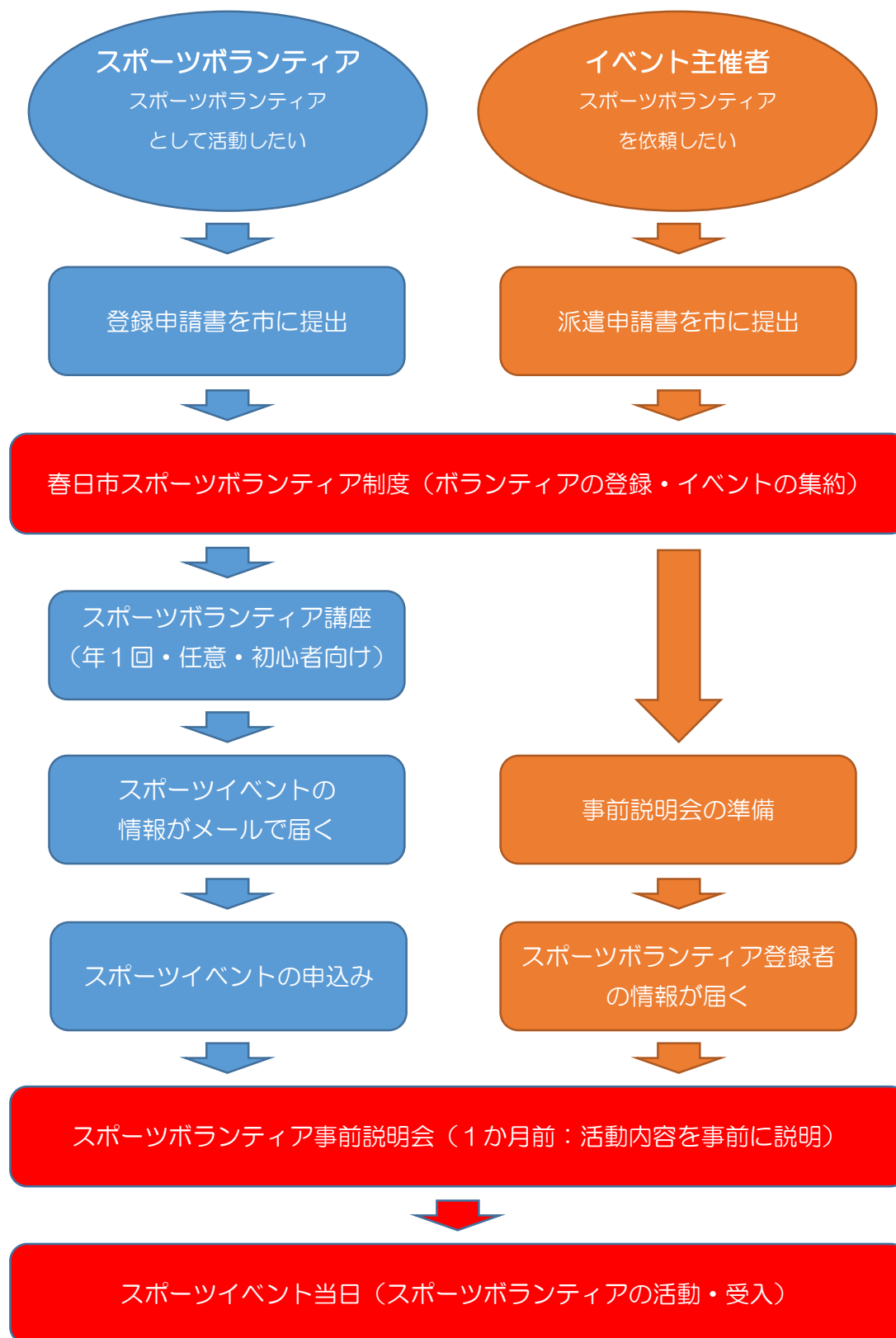
スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮してください。

市主催・共催のイベント以外は、スポーツボランティアの派遣に関する経費及び当該活動に伴う事故などに係る保険の保険料は派遣申請者が負担してください。

派遣申請者が次のいずれかに該当したときは、当該派遣の承認を取り消します。

- 1 春日市スポーツボランティアを派遣する対象事業に該当しなくなったとき。
- 2 虚偽その他不正な手段でスポーツボランティアの派遣の承認を受けたとき。
- 3 その他市長がスポーツボランティアを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めたととき。

VIII スポーツボランティアの登録から活動まで



Ⅸ 春日市スポーツボランティア事業運営要綱

○春日市スポーツボランティア事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日市のスポーツ現場のボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の確保及び育成に取り組むとともに、ボランティアニーズの受皿として機能させ、スポーツによるまちづくりを実現させるため、春日市スポーツボランティア制度を設置し、スポーツを通じた市民活動及び社会貢献活動の活性化を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 スポーツボランティアは、前条の目的を達成するため、次に掲げる行動を行うものとする。

- (1) 市が主催、共催又は後援するスポーツイベント等の運営における補助
- (2) スポーツ団体及びレクリエーション団体が主催するスポーツイベント等の運営における補助
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

(登録要件)

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住、通勤又は通学している満15歳以上の者（中学生を除く。）
- (2) 市内に本拠地を置くスポーツ団体及びレクリエーション団体等の構成員で満15歳以上の者（中学生を除く。）

(登録等)

第4条 スポーツボランティアとして登録しようとする者は、春日市スポーツボランティア登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）をスポーツボランティアとして登録するものとする。
- 3 市長は、申請者に対し、スポーツボランティアの活動に必要な知識及び技術の修得のための研修を実施するものとする。
- 4 前項の規定による登録（以下「登録」という。）の期間は、当該登録の日からスポーツボランティアが春日市スポーツボランティア登録取消・内容変更届（様式第2号）を提出し、市が受理するまでの期間とする。

(登録カードの交付及び保管)

第5条 市長は、登録したスポーツボランティアに対して登録カードを交付する。

- 2 スポーツボランティアは、活動の際に登録カードを携帯しなければならない。
- 3 スポーツボランティアは、交付された登録カードを細心の注意をもって保管しなければならない。
- 4 登録カードは、他人に貸与、譲渡することはできない。
- 5 登録カードを紛失し、又は棄損した場合は、本人の申し出により再交付する。

(登録の取消等)

第6条 市長は、申請者がスポーツボランティアとして適当でないと認めるときは、当該申請者の登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、スポーツボランティアの活動状況等により、当該スポーツボランティアの登録を継続することが適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 3 スポーツボランティアが登録の取消、内容の変更等を希望する場合は、春日市スポーツボランティア登録取消・内容変更届（様式第2号）により、市長に申請するものとする。

(活動)

第7条 スポーツボランティアは、市長から第2条各号に掲げる活動について実施の要請があったときは、当該要請に応じるよう努めるものとする。

(派遣申請)

第8条 スポーツボランティアの派遣を申請する者（以下「派遣申請者」という。）は、春日市スポーツボランティア派遣申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、春日市スポーツボランティア派遣決定通知書（様式第4号）により、派遣申請者に通知する。

2 市長は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

(派遣申請者の責務)

第10条 派遣申請者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

(経費負担)

第11条 派遣申請者は、第9条第1項の規定によるスポーツボランティアの派遣に関する経費及び当該活動に伴う事故等に係る保険の保険料を負担するものとする。

(派遣内容の変更)

第12条 派遣申請者は、第8条の規定による申請の内容に変更が生じた場合又は活動ができなくなった場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

(派遣承認の取消)

第13条 市長は、派遣申請者が次号のいずれかに該当したときは、当該派遣の承認を取り消し、春日市スポーツボランティア派遣取消通知書（様式第5号）により、派遣申請者に通知する。

- (1) 第2条各号に規定する活動内容に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段でスポーツボランティアの派遣の承認を受けたとき。
- (3) その他市長がスポーツボランティアを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めるとき。

(身分)

第14条 スポーツボランティアは、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(秘密保持)

第15条 スポーツボランティアは、その活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティア登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

春日市スポーツボランティア登録申請書

春日市長 様

下記のとおり申請します。

申請日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(ふりがな) 氏 名	生年月日	昭・平	年	月	日
	性 別	男 ・ 女			
住 所	〒 _____				
連 絡 先	自宅電話：	FAX：			
	携帯電話：				
	E-mail（必須）：				
緊急連絡先	緊急時に連絡の取れる方のお名前と電話番号を ご記入ください。		職 業		
	氏名：	続柄：			
	TEL：				
勤 務 先 学 校 名	名称	所在地			
署 名 欄	18歳未満の方が申し込まれるときは、必ず保護者の方の同意をお願いします。				
	保護者署名 _____				
スポーツ団体に所属したことがある方は、ご記入ください。（例：春日市〇〇〇〇 協会）					
経験したことがあるボランティア活動がありましたら、ご記入ください。					
スポーツに関する資格・免許等をお持ちの方は、ご記入ください。（例：初級障がい者スポーツ指導員）					
春日市スポーツボランティア制度をどこでお知りになりましたか。					
<input type="checkbox"/> 市報 <input type="checkbox"/> 春日市ウェブサイト <input type="checkbox"/> LINE・総合情報メール <input type="checkbox"/> スポーツ担当ツイッター <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					

※お預かりした個人情報は、スポーツボランティアの活動以外には使用いたしません。

団体から活動依頼があった場合、依頼者に対して連絡先等の必要事項を提供いたします。

※登録が完了いたしましたら、ご記入いただいた「Email」に登録完了通知を送信いたします。

《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

Email sports@city.kasuga.fukuoka.jp

春日市スポーツボランティア登録取消・内容変更申請書

春日市長 様

下記のとおり春日市スポーツボランティアの 登録の取消 ・ 登録内容の変更 を申請します。

申請日： 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	
変更内容	変更前
	変更後
備 考	

※「登録の取消」又は「登録内容の変更」のいずれかを○で囲んでください。

「登録内容変更届」は、「氏名」「変更内容」を記入してください。

「登録取消届」は、「氏名」を記入してください。

《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷 6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

Email sports@city.kasuga.fukuoka.jp

春日市スポーツボランティア派遣申請書

春日市長 様

下記のとおり春日市スポーツボランティアの派遣を申請します。

申請日：令和 年 月 日

(ふりがな) 団体名			
代表者名		担当者名	
住 所	〒 ー		
連 絡 先	TEL： E-mail：	FAX：	
事業名			
日時	令和 年 月 日（ ）	:	～ :
会場			
共催・後援 団体名			
主な活動内容			
資格等 応募要件			
募集人数	人	募集締切日	令和 年 月 日（ ）
事前説明会	日時：令和 年 月 日（ ）	:	～ :

※活動日の1か月前までに申請してください。

※派遣するボランティアを対象とした事前説明会を活動日の1週間前までに実施してください。

※下記の事項に同意（チェックボックスにチェック）のうえ、ご提出ください。

 ボランティアの個人情報は、当イベントのみに使用し、イベント終了後に廃棄いたします。

《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷 6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

春日市スポーツボランティア派遣決定通知書

様

春日市長 井上 澄和

下記の事業について、春日市スポーツボランティアの派遣を 承認 ・ 不承認 します。

審査日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業名			
日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ） : _____ ~ _____ :		
会場			
主な活動内容			
資格等 応募要件			
募集人数	_____ 人	募集締切日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）
事前説明会	日時：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ） : _____ ~ _____ :		
備考・ 不承認理由			

※派遣するボランティアが決定いたしましたら、春日市スポーツボランティア派遣申請書（様式第3号）にご記入された E-mail に名簿を送付いたします。

《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷 6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

Email sports@city.kasuga.fukuoka.jp

承認条件について

【派遣申請者の責務】

- ・派遣申請者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

【経費負担】

- ・派遣申請者は、スポーツボランティアの派遣に関する経費及び当該活動に伴う事故などに係る保険の保険料を負担するものとする。

【派遣内容の変更】

- ・派遣申請者は、春日市スポーツボランティア派遣申請書の内容に変更が生じた場合又は活動ができなくなった場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

【派遣承認の取消】

- ・市長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該派遣の承認を取り消し、春日市スポーツボランティア派遣取消通知書により、派遣申請者に通知する。
 - (1) 春日市スポーツボランティアを派遣する対象事業に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段でスポーツボランティアの派遣の承認を受けたとき。
 - (3) その他市長がスポーツボランティアを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めたととき。

令和 年 月 日

春日市スポーツボランティア派遣取消通知書

様

春日市長 井上 澄和

令和 年 月 日付で申請のあった春日市スポーツボランティア派遣について、次のとおりその承認を取り消したので通知します。

承認取消 年月日	令和 年 月 日（ ）
事業名	
活動日時	令和 年 月 日（ ） : ~ :
取消理由	

《春日市文化スポーツ課スポーツ担当》

〒816-0831 春日市大谷 6-28

TEL092-571-3247/FAX092-571-3305

Email sports@city.kasuga.fukuoka.jp

令和4年3月発行

春日市文化スポーツ課スポーツ担当

住所：〒816-0831 春日市大谷 6-28

電話：092-571-3247

FAX：092-571-3305

E-mail：sports@city.kasuga.fukuoka.jp